

## 旅行相談契約の部

阿蘇温泉観光旅館協同組合 旅行事業部

### (適用範囲)

- 第一条 当組合が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
2. 当組合が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### (旅行相談契約の定義)

- 第二条 この約款で「旅行相談契約」とは、当組合が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を受受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。
- 一. 旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言
  - 二. 旅行の計画の作成
  - 三. 旅行に必要な経費の見積り
  - 四. 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供
  - 五. その他旅行に必要な助言及び情報提供

### (契約の成立)

- 第三条 当組合と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当協会に提出しなければなりません。
2. 旅行相談契約は、当組合が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
  3. 当組合、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当組合が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
  4. 当組合は、業務上の都合があるとき又は旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるときは、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

### (相談料金)

- 第四条 当組合が第二条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当組合に対し、当組合が定める期日までに、当協会所定の相談料金を支払わなければなりません。

### (当組合の責任)

- 第五条 当組合は、旅行相談契約の履行に当たって、当組合が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して六月以内に当組合に対して通知があったときに限ります。
2. 当組合は、当組合が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかったとしても、当組合はその責任を負うものではありません。